

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と福山市清掃事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害し尿等の収集運搬に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定における「応援協力」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (4) 災害し尿等の収集運搬に必要な乙の組合員の機材、物資等の提供
- (5) 災害し尿等の収集運搬に必要な乙の組合員の職員の派遣
- (6) 前2号に定めるもののほか、災害し尿等の収集運搬に関し必要な事項

（災害時の対応）

第3条 甲は、災害時の対応について、乙に対して被災地区の災害し尿等の収集運搬について、可能な限り迅速かつ適正な対応を図るよう要請するものとする。

（災害時の手続）

第4条 甲は、災害時の対応に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に依頼するものとする。ただし、文書により難い場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- (4) 地区名（町名等）
- (5) 応援協力の要請内容
- (6) その他必要な事項

（災害し尿等の収集運搬の実施）

第6条 乙は、第3条の規定により甲からの要請があったときは、所属組合員の中から必要人員、機材、物資等を調達し、被災地区の災害し尿等の収集運搬に従事させるものとする。

2 乙は、前条の手続による応援要請への対応に当たっては、迅速かつ適正な対応を図るとともに、被災地区的状況等、甲との情報の共有を図り、連携を密にするものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、災害し尿等の収集運搬を実施したときは、甲に次の各号に掲げる事項を文書で報告するものとする。

- (1) 地区名（町名等）
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

（経費負担）

第7条 乙は、応援協力を無償で行うものとし、甲に応援協力に要する経費負担を一切求めないものとする。

2 前項の規定により乙が応援協力を無償で行う期間は、乙が応援協力に着手した日から10日間とする。

（災害補償）

第8条 第5条の規定により災害し尿等の収集運搬に従事した乙の組合員の職員が、作業時に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては福山市経済環境局環境部廃棄物対策課、乙においては福山市清掃事業協同組合事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の期間及び更新等）

第11条 本協定の期間は、2013年（平成25年）8月27日から2014年（平成26年）3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合、又は甲乙の合意により協定内容を変更した場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2013年（平成25年）8月27日

甲 福山市
福山市長 羽田皓

乙 福山市清掃事業協同組合
代表理事 岡崎元紀